

建設業者各位

山都町長 坂本 靖也

### 現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱い並びに特例措置の期間延長 について（通知）

山都町公共工事請負契約約款第 10 条第 3 項で定める現場代理人の常駐を要しないことができる要件については、下記のとおりとし、平成 28 年熊本地震発生以降、度重なる災害復旧工事の受発注状況や建設業を取り巻く社会情勢などを鑑みまして、契約日が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの工事につきまして、特例措置の適用期間を延長しますのでお知らせします。

#### 1 現場代理人の兼任を認める要件

現場代理人の兼任を認める要件については下記の(1)～(4)のすべてを満たす場合又は(5)に該当する場合とし、いずれも工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合に限られます。

- (1) 兼任できるのは 3 件の工事まで
- (2) 兼任する工事はすべて町発注工事
- (3) 兼任する工事現場はすべて本町内
- (4) 請負金額の合計が税込み 4,000 万円未満
- (5) 町長が兼任を認めた工事

#### **[特例措置]**

**\* 本町が発注する災害復旧工事を含む場合に限り、請負金額の合計額(税込み)が1 億円未満まで兼任できるものとする。(件数の制限はありません)**

#### 2 手続き

現場代理人を兼任する場合は、別紙「現場代理人を兼任する工事」を、契約後に提出する「現場代理人・主任(監理)技術者通知書」に添付してください。

#### 3 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、兼任を認めない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が税込み 1 億円以上となった場合は、「現場代理人・主任(監理)技術者変更通知書」により現場代理人の変更手続きを行ってください。
- (3) 提出された「現場代理人・主任(監理)技術者(変更)通知書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

[お問い合わせ]

山都町役場 総務課

監理係 TEL 72-1111